

市場第一部銘柄指定審査制度の見直しに伴う「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」等の一部改正について

平成19年3月12日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

現行、市場第一部銘柄指定基準においては、指定の時期を、原則として決算期又は中間期を含む月の翌月から起算し、6か月目の月の初日と定めているが、指定日が特定されていることで一部指定を予想した売買による流通市場の混乱を招く恐れがある。

そこで、これを防止するため、一部指定の時期の柔軟化を図るとともに、証券市場の健全性の確保の観点から、一部指定を申請する者に対し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書制度を導入するなど、一部指定審査制度について所要の見直しを行うため、「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」等の一部改正を行うこととする。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 一部指定の時期の柔軟化

特定の一部指定日を定めないこととするとともに、現行、「直前事業年度の末日等」としている上場株式数に係る審査対象時期を「一部指定日」とするなど、新規上場審査上、「上場日」と定めている審査対象時期に準じた対応等を図ることにより、一部指定審査を柔軟に行うこととする。

・上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条、同取扱い2(1)b等

(2) 確認書制度の導入

一部指定を申請する者は、当取引所所定の反社会的勢力との関係がないことを示す確認書及び幹事取引参加者が作成した当取引所所定の反社会的勢力との関係等に係る確認書を提出するものとする。

・有価証券上場規程の取扱い要領18(1)g、h等

(3) その他

現在、市場第一部・第二部・セントレックス市場への上場申請時において要請事項として提出を求めている反社会的勢力との関係がないことを示す確認書の提出を規定上明示するなど、その他所要の規定整備を行う。

・有価証券上場規程第3条等

3. 施行日

平成19年3月15日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

以 上